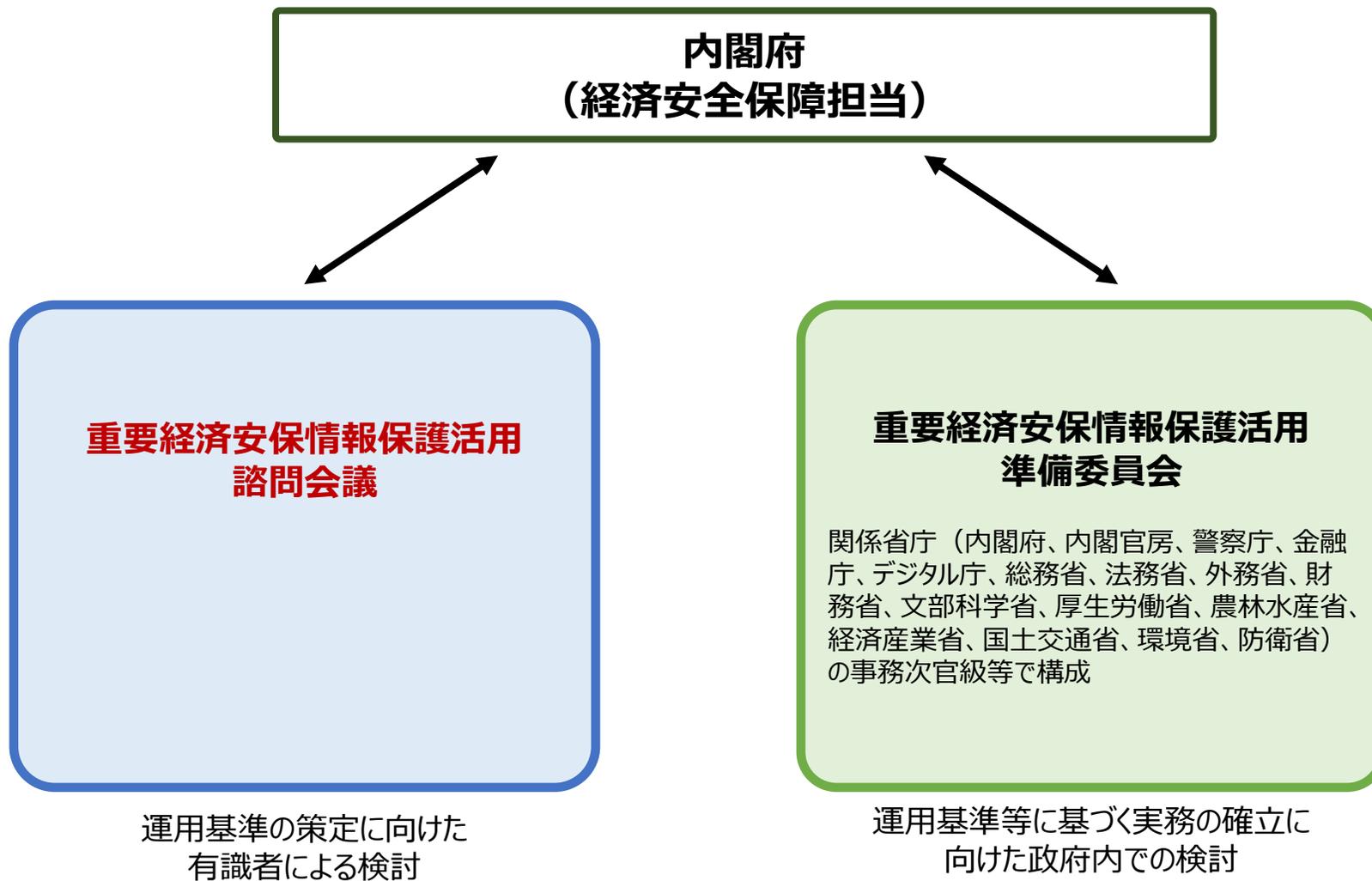
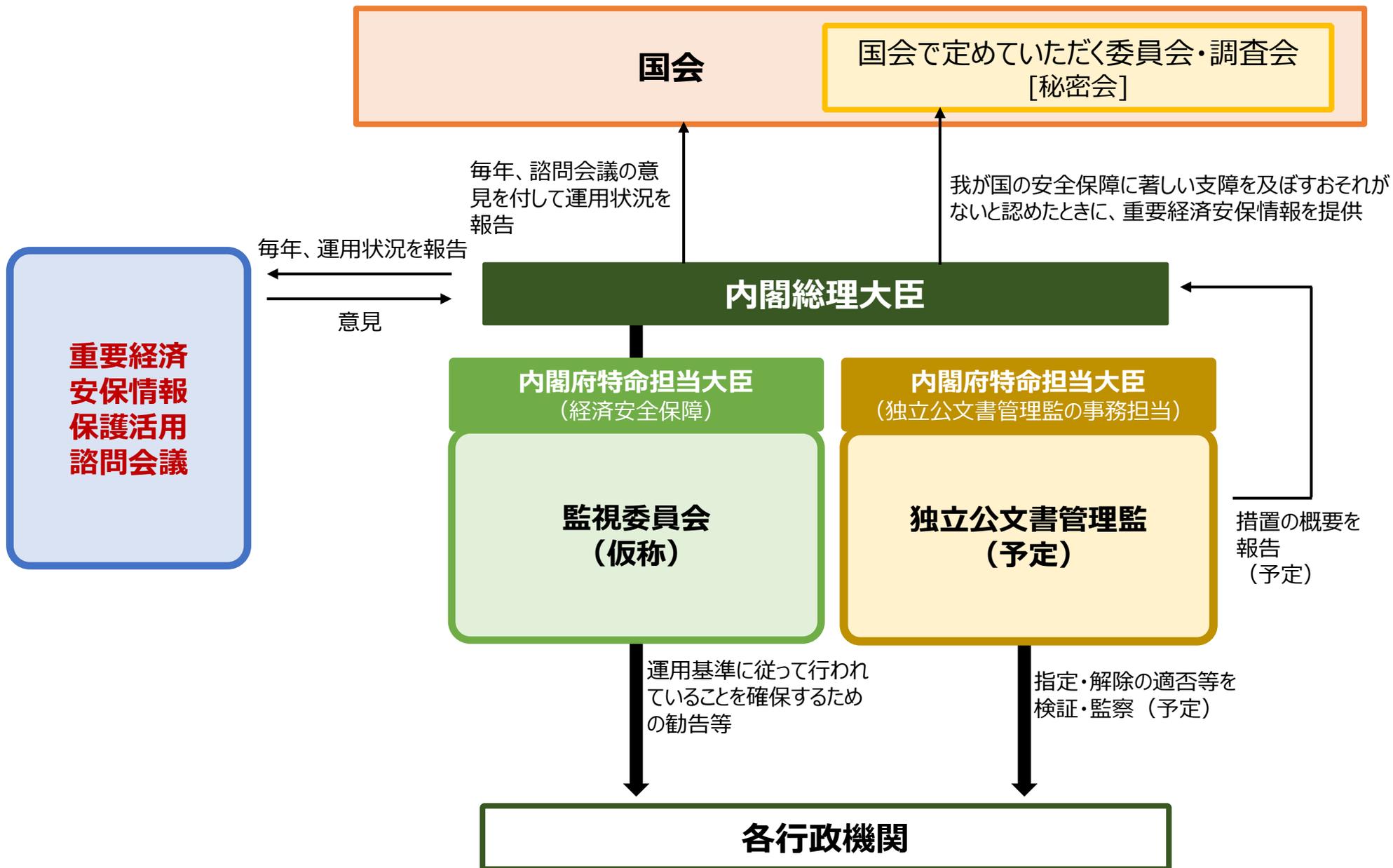


# 重要経済安保情報保護活用法の施行に向けた検討

令和 6 年 6 月 26 日  
内閣府



# 重要経済安保情報保護活用法の適正な運用を確保するための仕組み（イメージ）



# 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の概要

- 第1章 総則 【目的（保護及び活用）、定義（重要経済基盤、重要経済基盤保護情報等）】
- 第2章 重要経済安保情報の指定等 【指定の要件・有効期間・解除、保護措置等】
- 第3章 他の行政機関等に対する重要経済安保情報の提供 【行政機関、外国政府、国会等への提供】
- 第4章 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供 【適合基準、前提となる契約、保護措置等】
- 第5章 重要経済安保情報の取扱者の制限 【適性評価により漏らすおそれがないと認められた者等に限定】
- 第6章 適性評価  
【調査（一元化）と評価、対象者、調査7項目、告知と本人同意、公務所等照会、結果通知・苦情申出等、目的外利用の禁止】
- 第7章 雑則  
【運用基準、運用状況への有識者の意見聴取及び国会報告・公表、内閣総理大臣の勧告、国民の知る権利・報道/取材の自由等】
- 第8章 罰則 【業務上知り得た重要経済安保情報の漏えい、不正取得等への罰則】
- 附則 【一部を除き公布後1年以内の施行、情報指定・解除の適正確保措置、国会の関与】

(注) 下線部は、衆議院における与野党6会派提案による修正部分の概要

## 重要経済安保情報の指定・管理・解除

- ・ 重要経済安保情報の範囲
  - 「重要経済基盤保護情報」
  - 「秘匿の必要性」
- ・ 重要経済安保情報の保護・管理のための措置
- ・ 重要経済安保情報の指定の解除
- ・ 独立公文書管理監による検証・監察

## 適性評価・調査、目的外利用の禁止

- ・ 適性評価（調査を含む）の具体的な業務の在り方
- ・ 評価対象者の範囲
- ・ 個人情報への取扱い
- ・ 適性評価後の事情変更の取扱い
- ・ 苦情の申出の取扱い
- ・ 目的外利用の禁止（評価対象者の保護）を担保するための方策
- ・ クリアランス保有者であることの対外的な証明

### 適合事業者の認定

- ・ 適合事業者の認定の具体的な業務フロー
- ・ 適合事業者の認定基準
- ・ 適合事業者との契約に盛り込むべき事項
- ・ 適合性認定後の事情変更があった場合の取扱い

### その他

- ・ 関係省庁や適合事業者に対する研修 など

# 施行に向けた今後の作業スケジュール（案）

2024年 5月17日 重要経済安保情報保護活用法公布

6月26日 重要経済安保情報保護活用諮問会議

(以降、随時開催)

冬ごろ 重要経済安保情報保護活用諮問会議  
・政令案、運用基準案

↓ (パブリックコメント)

政令、運用基準の閣議決定

公布後 1年を超えない日から施行

## 參考資料

## <情報保全の必要性と国民の知る権利のバランス>

- 重要経済安保情報の運用に当たっては、衆議院及び参議院の情報監視審査会からなされた指摘や改善事項を含め、特定秘密の運用の蓄積を踏まえ、情報保全の必要性と国民の知る権利のバランスに立った運用を行うこと（衆・附帯決議 1）
- 重要経済安保情報の運用に当たっては、衆議院及び参議院の情報監視審査会からなされた指摘や改善事項を含め、特定秘密の運用の蓄積を踏まえ、情報保全の必要性と国民の知る権利のバランスに十分配慮すること（参・附帯決議 1）

## <指定対象の範囲・明確化>

- 重要経済安保情報の指定は、本法の規定に従い、合理的で最小の範囲において行わなければならないこと（衆・附帯決議 8）
- 本法に基づく重要経済安保情報の指定・解除、適性評価の実施、適合事業者の認定等を行うに当たっては、指定される重要経済安保情報の総量及びその取扱業務の最適な規模をできるだけ具体化すること。また、各行政機関が行う重要経済安保情報の指定は、合理的で最小の範囲において行わなければならないこととするよう、独立公文書管理監等が適宜、検証や監察を行うこと（参・附帯決議 6）

### ◆高市大臣答弁（参・本会議 令和6年4月17日）◆

ここで言う重要経済基盤保護情報については、二条三項において我が国にとって重要なインフラと重要な物資のサプライチェーンの二つを重要経済基盤と定義した上で、同条四項でその保護に関わる四つの情報類型を明示し、対象を絞り込んでいます。お尋ねのあった有識者会議の最終とりまとめにおいて示した四つの候補類型も、例えば、**基幹インフラなどへのサイバー攻撃の脅威情報やそれに対応する政府の対応策、経済安保推進法の基幹インフラ制度の審査の蓄積を通じて得られた規制当局としての判断に関する情報、重要物資のサプライチェーンを調査分析して得た脆弱性情報、半導体などの重要物資の国際共同研究などで海外政府からもたらされた情報などが重要経済基盤保護情報に該当し得る**と考えられます。

**対象になる情報については、法案成立後、有識者に意見を聞いた上で作成し閣議決定する運用基準において、一層の明確化に努めてまいりたい**と思います。

### <恣意的な指定の排除、指定要件の充足性の随時見直し>

- 重要経済基盤、重要経済安保情報の範囲を明確にするとともに、恣意的な指定がなされないよう、指定の具体的な基準等を公開すること（衆・附帯決議 9）
- 新たな技術開発の進展など経済安全保障分野における変化の速さ等に鑑み、情報の指定・解除を柔軟かつ機動的に行うため、重要経済安保情報に指定された事項については、指定要件の充足性について随時見直しを行い、国民の知る権利が侵害されないよう留意すること（衆・附帯決議 13）
- 重要経済基盤、重要経済安保情報の範囲を明確にするとともに、恣意的な指定がなされないよう、指定の具体的な基準を運用基準で分かりやすく示すこと。加えて、運用基準に公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の事実を指定し、又はその隠蔽を目的として、指定してはならないことを明記すること。また、技術革新等の経済安全保障分野における変化の速さ等に鑑み、情報の指定・解除を柔軟かつ機動的に行うため、行政機関の担当職員の技術に関するリテラシー向上に鋭意取り組むとともに、指定要件の充足性について随時見直しを行い、国民の知る権利が侵害されないよう留意すること（参・附帯決議 7）

### <民間保有情報の取扱い>

- 重要経済安保情報に指定される前から民間事業者が保有していた情報については、その取扱いについて民間事業者が責任を問われないことを明確にし、広く周知すること（衆・附帯決議 10、参・附帯決議 8）

## <適性評価>

### ◆政府参考人答弁（衆・内閣委 令和6年3月27日）◆

調査項目あるいは確認（中略）が何のために行われるかということも米国のガイドラインなどにも記述がございますし、あるいは、特定秘密保護法においても、その運用基準の中で、評価の際には、例えば情報を自ら漏らすような活動に関わるかどうか、これは先ほどの重要経済基盤毀損活動の調査項目との関係で考慮される項目ということになりますし、あるいは、情報を漏らすような働きかけを受けるような、そういう弱みを持っているかというのは、例えば飲酒の節度など、あるいは信用状態などの調査との関連で考慮することになるかと思えます。

また、御自身を制御できなくて情報を漏らしてしまうというようなことも考慮されることだというふうを考えておりました、それが、例えばこれも飲酒の節度みたいなものとしてチェックをされるということをございまして、特定秘密保護法の例も参照しながら、**今後、具体的にどのような形で評価を行っていくのかということについて、運用基準の検討の中でも検討をさせていただきたい**というふうを考えております。

### <適性評価及び調査の体制整備>

- 本法に基づく重要経済安保情報の指定・解除、適性評価の実施、適合事業者の認定等を行うに当たっては、指定される重要経済安保情報の総量及びその取扱い業務の最適な規模をできるだけ具体化するとともに、制度の着実な実施を行うため、適性評価調査を行う内閣府や適性評価を行う行政機関における実効的な体制整備を速やかに進めるとともに所要の予算を確保すること（衆・附帯決議 3）
- 適性評価調査を行う内閣府や適性評価を行う各行政機関における実効的な体制整備を速やかに進めるとともに所要の予算を確保すること。また、評価結果を通知するまでの期間を可能な限り短縮化し、民間事業者の事業活動を阻害しないよう努めること（参・附帯決議 1 3）

### <調査>

- 適性評価を行うに当たっては、対象者の弱みを握り情報を引き出す活動との関係についても十分留意しつつ、本法が定めた調査事項に基づき公正で実質的な調査を行うよう努めること（衆・附帯決議 1 2）
- 適性評価を実施するに当たっては、対象者の弱みを握り情報を引き出す活動との関係についても十分留意しつつ、本法が定めた調査事項に基づき公正で実質的な調査を行うよう努めること。また、本法第十二条第二項第一号に規定される「重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項」が何を指すのか可能な限り具体的な内容を明確化すること。加えて、調査事項に関係しない評価対象者の思想、信条及び信教並びに適法な政治活動、市民活動及び労働組合の活動について調査してはならないことや、調査の過程で調査事項に関係しない情報を取得した場合には、これを記録してはならないこと等を運用基準に明記すること（参・附帯決議 1 2）

#### ◆政府参考人答弁（衆・本会議 令和6年3月19日）◆

適性評価は、あくまで、政府の情報保全の一環として重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合に、これを漏らすおそれがないかどうかを評価するものであり、評価対象者の人格や能力を評価するものではありません。この点に誤解が生じて誤ったレッテルが貼られることがないよう、運用基準等において、事業者に対してもこれを徹底してまいります。

#### ◆政府参考人答弁（衆・内閣委 令和6年4月3日）◆

質問票につきましても、特定秘密保護法と同様に、運用基準の中でどのようなものにするのかについて、有識者の意見をお聞きしながら、明確なものを今後策定していきたいというふうに考えております。

## <個人情報保護・保存期間>

- 適性評価を実施するに当たっては、対象者のプライバシー権が侵害されることのないよう十分に留意するとともに、収集した情報は厳重に管理し、目的外利用されないことがないようあらかじめ対策を講ずること（衆・附帯決議 1 1）
- 適性評価を実施するに当たっては、対象者やその家族及び同居人のプライバシーが侵害されることのないよう十分に留意するとともに、収集した個人情報は厳重に管理すること。（中略）特に個人情報保護法との関係においては、個人情報保護委員会が適宜、監視・監督を行うこと（参・附帯決議 9）

### ◆高市大臣答弁（衆・内閣委 令和6年4月3日）◆

**適性評価のために収集した個人情報**につきましては、後に事情変更の自己申告などがあつた際に再評価を実施すべきかどうか判断する際に用いたり、他の行政機関による適性評価に供される可能性がありますので、適性評価の実施後十年間は保存しておくことが必要だと考えております。これは、調査を受けられる側の負担軽減にもつながることであると思っております。

ただ、機微な個人情報でもありますので、いたずらに長期にわたって保管することは適当ではございません。先ほど申し上げた一般的な保存期間十年のほか、**適性評価への不同意に関する情報の保存期間など、十年よりも短い保存期間が設定できるケースについても、運用基準などで適切なルールを定めることを予定**いたしております。

## <不利益取扱いの防止>

- 民間事業者や適性評価対象者等への配慮として、適性評価における本人の真の同意、適性評価結果や同意拒否・取下げの目的外利用の禁止、評価結果と理由の速やかな通知と苦情の申出の適切な処理を確保するための方策（契約への明記、十分な情報提供、通報・相談窓口の設置等）を検討し、運用基準等において必要な措置を講ずること（衆・附帯決議 1 4）
- 民間事業者や適性評価対象者等への配慮として、適性評価における本人の真の同意、評価結果と理由の速やかな通知と苦情の申出の適切な処理を確保するための方策（契約への明記、十分な情報提供、通報・相談窓口の設置等）を検討し、運用基準等において必要な措置を講ずること（参・附帯決議 1 0）
- 適性評価の結果等を重要経済安保情報の保護以外の目的のために用いてはならないという、目的外利用禁止規定の実効性を担保するため、禁止行為を運用基準で明記するとともに、禁止行為の遵守を行政機関と適合事業者との契約においても求める等、可能な限りの対策を講ずること（参・附帯決議 9）
- 適性評価調査への不同意や評価結果を理由とする不合理な配置転換・解雇など労働者への不利益な取扱いの防止のためには、事業者と重要経済安保情報の取扱いの業務に当たることが予定されている労働者との間の意思疎通が重要であることに鑑み、事業者の実情や事業の実態に応じた、労使間の協議も含めた適切な意思疎通が行われるようガイドライン等を作成することなどを検討すること（衆・附帯決議 4、参・附帯決議 1 1）

## 附帯決議及び国会審議で提示された論点⑥（適性評価の実施）

### <クリアランス保有者であることの対外的な証明>

- 国際的な協力枠組みの中などの必要な場面において、外国政府などに本法に基づくクリアランス保有者であることを確認する仕組みの在り方について検討を行い、必要な措置を講ずること（衆・附帯決議 2 2、参・附帯決議 4）

### <同意確認>

- ◆政府参考人答弁（参・内閣委 令和 6 年 4 月 2 5 日）◆

適合事業者の従業者が適性評価を受ける場合、一般的には**まず事業者におきまして、社内の人員配置等の観点から、重要経済安保情報の取扱いを伴う業務を実際に行わせる従業者を選んで、その上で、本人の同意を得た上で名簿等の形で行政機関に申告をしていただきます**。申告された名簿につきましては、この適性評価を実施する**行政機関の長からその名簿に記載されている方に対して、今御紹介のございました十二条三項によって告知と同意確認を行うこと**となります。したがって、この適合事業者の従業員の方から見た場合には二回同意確認が行われる、一つは事業者の中で、もう一つは行政機関との間で行われるということになります。

その場合、事業者でどのような説明を行うのかということでございますけれども、ここは当然のことながら事業者によりまして説明をいただくことになるわけでございますけれども、この場面においても任意かつ真摯な同意が行われる状況を確認することは非常に重要でございますので、**事業者にて全てお任せということではなくて、事業者から評価対象者への説明の内容あるいは同意確認の方法等について私どもとしても事業者の方に具体的にお示ししたい**と考えております。

### <事情変更・誓約書>

- ◆政府参考人答弁（衆・内閣委 令和 6 年 4 月 3 日）◆

**特定秘密保護法におきましては、誓約書を適性評価の対象者の方に書いていただいているわけですが、その誓約書の中に、特定秘密保護法の運用基準を引用いたしまして、運用基準の中に掲げる事情について変更があった場合には申告をするといったようなことが書かれている**というふうに認識をしております。

**今回の法案におきましても、こうした誓約書をいただくことも想定される**わけでございますけれども、今後、有識者の意見をお聞きしながら、**その内容、手続について明確にし、それを運用基準として作成してまいりたい**というふうに考えております。

## <適合性基準>

- 適合事業者が重要経済安保情報を適切に保全できるよう、施設設備の基準等を作成・公表すること。また、「外国による所有、管理又は影響」（FOCI）を管理する制度の整備について検討した上で、適切な措置を講ずること（衆・附帯決議15、参・附帯決議17）

◆高市大臣答弁（参・本会議 令和6年4月17日）◆

適合事業者が買収などにより実質的な外国支配となった場合は、その時点で適合事業者の基準を満たすかどうか、政府との契約関係を続けることが適当かどうか、個別具体的に判断していくことが想定されます。

その上で、適合事業者の組織的要件については、有識者会議の最終とりまとめにおいて、主要国の例も参照しつつ、我が国の企業の実情や関係法令との整合性も踏まえながら実効的かつ現実的な制度を整備していくべきとされていることを踏まえて、今後検討してまいります。

◆政府参考人答弁（衆・内閣委 令和6年3月22日）◆

具体的な内容は今後検討してまいります。が、御指摘の社内体制の在り方や取扱者の選定、万が一の漏えい事案発生時の対応などについても、有識者に意見を聞いた上で作成する運用基準において記載することも含め、政府として、適合事業者に求めるところを可能な限り明らかにし、事業者の予見可能性の確保に努めてまいりたいと考えております。

### <国会による監視>

- 国会が監視機能を十分に果たすため、国会からの情報提供の求めに対しては誠実に応じること（参・附帯決議6）

### <労働組合の関与>

#### ◆高市大臣答弁（参・本会議 令和6年4月17日）◆

労働組合の関与についてお尋ねがありました。

労使協定につきましては、有識者会議における議論を踏まえ、一律に義務付けることには慎重でなければならないと考えています。他方で、適性評価の拒否や結果を理由とする不利益取扱いを防止する観点からも、良好な労使関係の下で労使間でしっかり話し合っただくことは望ましいと考えております。義務付けまではしないにせよ、運用基準などで労働組合の関与などの可能性について何かしら言及ができないかを検討をしております。